

仕様書

1. 件名

令和 8 年度旧天神保育園園舎解体撤去工事設計に伴うアスベスト事前調査委託業務
(8い教委第 85 号)

2. 概要

解体予定の施設について、アスベストの有無を調査するものである。

3. 対象施設

旧天神保育園園舎

4. 履行期間

契約締結後 60 日を納期とする。

5. 業務内容

現地調査及び分析調査によりアスベスト含有の有無についての調査を実施する。

1) アスベスト使用の有無に関する調査

(1) 現地調査

平面図等を基に現場目視によりアスベストを含有する建材（含有する可能性のある建材を含む）の使用の有無について調査する事。

(2) 試料採取及び分析調査

現地調査においてアスベストの使用の有無について判定できない場合は、試料採取及び分析調査を行うこと。（JIS A 1481）

採取分析調査予定建材の検体数は以下の表に示す通りである。

屋根 塗膜防水	1 検体
外壁仕上げ塗材	1 検体
外部床 防水塗膜	1 検体
外部床 アスファルトルーフィング	1 検体
軒天・天井 ケイカル板	1 検体
天井 化粧石膏ボード	1 検体
天井・壁 石膏ボード	1 検体
天井・壁 壁紙クロス	1 検体
壁 仕上げ塗材	1 検体
壁 塗装材	1 検体
壁・床 タイル（目地・接着材）	1 検体
床 プラスチック床タイル	1 検体

床 塗床材

1 検体

合計

1 3 検体

アスベスト分析検体数の内、現地調査において分析調査の必要がないと判断できた場合や、アスベストの使用の有無が判定できない建材等があった場合は速やかに発注者へ報告する事。

※アスベスト分析検体数に変更がある場合は、発注者と協議を行うものとする。

6.調査報告書

次の内容が分かる「調査報告書」を2部提出すること。

1) アスベスト使用の有無に関する調査

- ①調査箇所、調査対象建材及びアスベスト含有の有無
- ②調査箇所が分かる図面及び写真
- ③アスベスト含有の有無を判断した根拠
- ④試料採取箇所及び分析調査の結果

7.その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、「労働安全衛生法」、「石綿障害予防規則」及び「大気汚染防止法」等の関係法令を遵守し、安全に十分注意して履行する事。
- (2) 本業務の実施にあたり、アスベスト使用の有無に係る検査においては、「特定建築物石綿含有建材調査者」の資格を有する者が行うものとする。
- (3) 本業務の実施にあたり、建物等に損傷を与えた場合は、速やかに発注者に連絡し、指示に基づき原状回復すること。ただし、試料採取に伴って生じる建材等の復旧は不要とする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、監督職員と受注者で協議のうえ決定する。